



## 【確定給付企業年金】

### 企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額の 年単位化に伴う確定給付企業年金（DB）の 規約変更について

平成30年1月1日の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）」の一部施行に伴い、確定拠出年金法（以下「DC法」という。）における拠出限度額が従来の月単位から年単位に変更となります。

これに伴い、一部のDB制度においては、規約変更等が必要になりますのでご案内いたします。（規約変更に係る行政宛手続（申請・届出・届出不要）は現在厚生労働省に確認中のため、判明次第別途ご案内いたします。）

#### I 今般のDC法改正の影響を受ける可能性があるDB制度

以下の両方を満たすDB制度が該当します。

- ① DB、DC両方の制度を実施
- ② DC拠出限度額を上回る額をDBから給付する制度設計をしている（キャッシュバランス制度における拠出付与額に上乗せする 等）

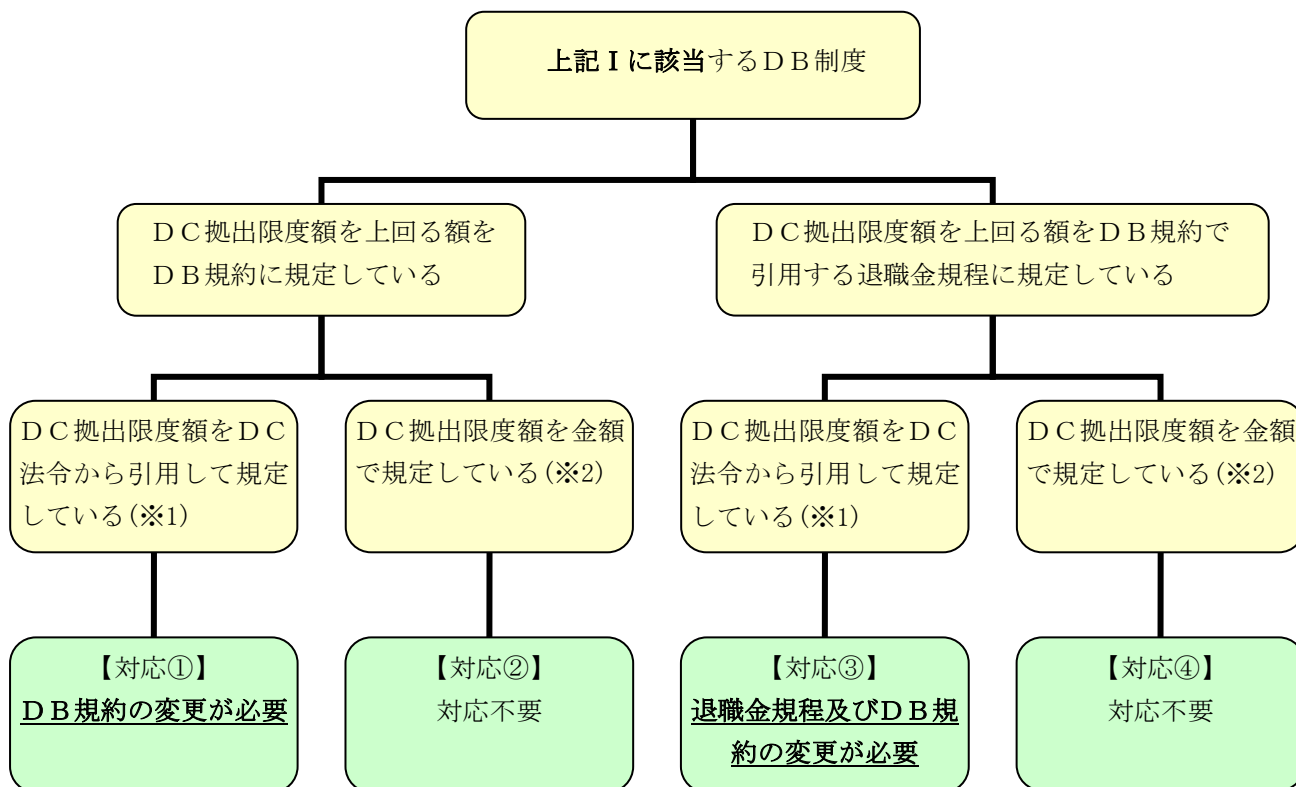
⇒該当しないDB制度においては、本件にかかる特段の対応はございません。

#### II 上記Iに該当するDB制度に必要な対応

上記Iに該当するDB制度においては、平成30年1月1日以降のDB給付設計及び現行のDB規約（又はDB規約で引用する退職金規程）の規定方法に応じDB規約変更等が必要になる場合があります。DB規約等の規定方法によりそれぞれ対応が異なりますので、次頁以降をご参照ください。

■平成 30 年 1 月 1 日以降も現行の取扱いを継続する場合（＝月単位で算定した DC 拠出限度額を上回る額を DB から給付する）

DB 規約（又は DB 規約で引用する退職金規程）の規定方法に応じ以下のとおりとなります。



※1 DC 法令からの引用：DC 法施行令第 11 条に規定する拠出限度額 等と規定

※2 金額：27,500円 等と規定

【対応①】 DB 規約に規定する DC 法令の定めを変更する必要があります。

例：「DC 法施行令第 11 条に規定する拠出限度額」を「DC 法施行令第 11 条第 2 号に規定する額」に変更する

【対応②】 特段必要な対応はありません。

【対応③】 退職金規程に規定する DC 法令の定めを変更するとともに、DB 規約の変更（退職金規程の効力日の変更）が必要となります。

例：退職金規程に規定する「DC 法施行令第 11 条に規定する拠出限度額」を「DC 法施行令第 11 条第 2 号に規定する額」に変更し、DB 規約に規定する退職金規程の効力日を平成 30 年 1 月 1 日に変更する

【対応④】 特段必要な対応はありません。

【対応①】及び【対応③】の行政宛手続（申請・届出・届出不要）につきましては現在厚生労働省に確認中のため、判明次第別途ご案内いたします。

■平成30年1月1日以降、現行の取扱いを変更する場合（＝DC法の改正に伴い、事業主様で実施しているDC側のDC拠出限度額を年単位に見直すこと等によりDBの給付が変更となる場合）

【対応⑤】DB制度の変更に該当するため、DB規約変更の手続が必要となります。当該変更により給付減額に該当する場合があります。弊社総幹事のお客様につきましては個別に営業担当者までご相談ください。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3587